

留学生に対する「法教育」の有効性について

非漢字文化圏の外国人に対する日本語による法教育を踏まえて

佃 貴弘（金城学院大学）

1. はじめに—おことわり

本発表では、非漢字文化圏の外国人に対して、日本語で「法」を教える場合の有効な教育方法について扱う。その際、小学校における「法教育」の手法が参考になり、この手法がどこまで応用できるかを検討する。なお、本発表の「所属」は、学校の特定を避けるために便宜的に記載したものである。そのため、本発表は、「金城学院大学」の留学生について言及するものではない。

2. 本報告の対象となる留学生の特徴

日本における留学生を、便宜上、(1)日本人と同等の読み書き能力のある学生（漢字文化圏の留学生）、(2)日本語の能力は劣るけれども英語で意思疎通できる学生（英語コースの留学生）、(3)日本語で意思疎通せざるを得ない学生の3タイプに分ける。本報告は、(2)および(3)の留学生を想定し、このような特徴を有しているのは特にネパールからの留学生である。

ネパールからの留学生は、本国で英語での教育を受けているため、総じて英語の理解力がある。しかし、アルバイトに長い時間をかけることが、日本での学習を阻害要因となっている。また、本国の交通事情・交通マナーが悪いため、日本の交通ルールを守るという意識が弱い傾向もある。

3. どのようにして「法」を教えるか？

このような学生を対象に日本語で「法」を教えるとき、どのようにすべきかが問題となる。大学教養科目で用いられる「法学」の教科書は、そのような学生に対する授業に役立たない。その表現を理解することが困難で、留学生にとって有用でない内容も扱われているからである。

ここで着目する教育方法が、小学校における「法教育」の手法である。日本社会に存在するルールを確認し、そのルールを守ることの重要性を確認し、ルールを守らなかったときのペナルティについて学習させることは、留学生にとって有用であり、そのテキストの内容は日本語の学習という意味で有効である。

4. おわりに—主権者教育について

この方法では、道路交通法や出入国管理法などの「法」を守るという規範教育が中心となっている。国民が主権者であることの教育（主権者教育）は、留学生に対しても必要である。しかし、新憲法が制定されたばかりのネパールにおいて、多くの個人主義と利己主義を混同していると指摘されている。ネパール憲法の制定過程で拙速に民主化・人権を導入してきたため、これらを表面的にしか理解していないためである。主権者教育については、すぐに結果を求めるべきではない。正確に理解する者を徐々に増やし、時間をかける形で改善していくしかないであろう。